

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成26年 7月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県規則第36号

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し、法、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(要安全確認計画記載建築物等の耐震診断の結果の報告書に添付する書類)

第2条 省令第5条第4項（省令附則第3条において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 耐震診断の結果を既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された耐震判定委員会（以下「判定委員会」という。）が証する書類（以下「耐震診断結果証明書」という。）の写し
- (2) 付近見取図，配置図，各階平面図及び床面積求積図
- (3) 耐震診断を行った者が省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者であることを証する書類（以下「資格者等証明書」という。）

(計画の認定の申請書に添付する書類)

第3条 省令第28条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 建築物の耐震改修の計画が法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを判定委員会が証する書類の写し
- (2) 付近見取図，配置図，各階平面図及び床面積求積図  
(建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請書に添付する書類)

第4条 省令第33条第1項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

- (1) 省令第33条第1項第1号に掲げる図書を添付する場合 床面積求積図
- (2) 省令第33条第1項第2号に掲げる書類を添付する場合 付近見取図，配置図，各階平面図及び床面積求積図

2 省令第33条第2項第1号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 次のア又はイのいずれかに掲げる書類
  - ア 耐震診断結果証明書（法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを証するものに限る。）の写し及び資格者等証明書
  - イ 建築物の耐震改修の計画が法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを判定委員会が証する書類の写し及び当該計画に従って当該建築物の耐震改修が

行われていることを建築士が確認した施工状況確認報告書（別記様式）

(2) 付近見取図，配置図，各階平面図及び床面積求積図

3 省令第33条第2項第2号の規則で定める書類は，付近見取図，配置図，各階平面図及び床面積求積図とする。

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請書に添付する書類）

第5条 省令第37条第1項第3号の規則で定める書類は，次に掲げる書類とする。

(1) 耐震診断結果証明書（法第25条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを証するものに限る。）の写し

(2) 付近見取図，配置図，各階平面図及び床面積求積図

(3) 資格者等証明書

附 則

（施行期日）

1 この規則は，公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に耐震診断を完了している建築物で，耐震診断結果証明書の交付を受けていないものについては，耐震診断の結果を示す構造計算書をもって，第2条第1号の耐震診断結果証明書の写しに代えることができる。

3 第2条第3号，第4条第2項第1号ア（資格者等証明書に係る部分に限る。）及び第5条第3号の規定は，平成25年11月24日以前に耐震診断を行った建築物に係る報告又は申請については，適用しない。

別記様式（第4条関係）

施工状況確認報告書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

報告者 住所

氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次の建築物について、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第4条第2項第1号イに規定する書類の交付を受けた建築物の耐震改修の計画に従って耐震改修が行われていることを建築士が確認しましたので、報告します。

確認者	資格	( ) 建築士 ( ) 登録第 号			
	氏名	印			
	建築士事務所	( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号			
		名称			
		所在地		電話番号	
建築物	建築物名称				
	敷地位置				
	建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>	
	階数	地上 階	地下 階		
	用途				
耐震改修計画概要					
参考事項					

注1 耐震改修の施工状況が分かる写真を添付すること。

2 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。